

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和4年1月28日から同年5月30日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部産業戦略課において公衆の縦覧に供します。

令和4年1月28日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス長門市駅前
所在地 長門市東深川949の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山 英昭

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社コスモス薬品 午前10時	午前9時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から 午後10時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで

4 届出年月日

令和4年1月14日

5 変更年月日

令和4年2月1日